

## 公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院及び看護師宿舎の清掃業務委託に関する制限付き一般競争入札については次のとおりである。

平成30年2月7日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 公立陶生病院及び看護師宿舎清掃業務委託
- (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地 他
- (3) 履行期間 平成30年5月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 業務概要 別添仕様書による

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告日前日までに平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」、取扱内容（小分類）「01：清掃」、取扱内容（細分類）「02：病院清掃」が登録されている者であること。
- ③ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク（院内清掃業務）の認定要件に適合した事業者であること。
- ④ 入札参加資格を申請する本店又は営業所等で病院に対する清掃業務の提供で IS09001 及び IS014001 の認証登録を受けていること。また、プライバシーマーク付与事業所であること。
- ⑤ 以下に掲げる全ての資格において資格証を有する社員（従業員）が本店又は営業所等のいずれかに在籍していること。
  - 1) 病院清掃受託責任者
  - 2) 建築物環境衛生管理技術者
  - 3) 清掃作業監督者
  - 4) 建築物清掃管理評価資格者
  - 5) ビルクリーニング技能士
  - 6) 医療環境管理士
  - 7) サービス接客実務検定試験1級

8) 医療福祉環境シニアアドバイザー又は医療福祉環境アドバイザー

- ⑥ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑨ その他関係法令、規則等に違反していない者であること。

## (2) 同種業務の実績

平成26年度以降に愛知県内の500床以上の同一病院で清掃業務（院内感染予防を重視した当院の仕様と同等以上の仕様であること。）を3年以上継続して当該業務を完了した実績を有すること。

## 3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成30年2月19日（月）に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

### ① 資格確認申請書の提出期間

平成30年2月7日（水）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

### ② 時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

### ③ 提出書類

資格確認申請書及び 2一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の（1）②～④について明記した書類、⑤1）～7）は資格証の写し及びその資格者が社員であることを証明する雇用保険被保険者資格等確認書の写し等、（2）について同業種の履行証明書

### ④ 提出場所

公立陶生病院 総合企画部経営戦略室

### ⑥ その他

- (ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、返却しない。

#### 4 仕様書のうち図面、別添資料（以下「設計図書等」という。）の閲覧・配布

下記の期間、仕様書を閲覧に供する。また、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に対して仕様書を配布する。

##### (1) 閲覧・配布期間

平成30年2月7日（水）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

##### (2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

##### (3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係（閲覧・配布）

##### (4) 設計図書等に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成30年2月20日（火）午後4時とする。

##### (5) 設計図書等に関する質問回答

平成30年2月23日（金）午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

#### 5 入札執行の日時

##### (1) 日時

平成30年3月1日（木） 午後2：00

##### (2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

#### 6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年2月28日（水）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場

への入場者は各資格者2名以内とする。

- (2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。
- (3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が2人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札書に記載すること。
- (5) 業務委託費内訳書の提出は必要としない。

## 8 予定価格等

予定価格は公表しない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 10 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

## 11 契約

- (1) 契約書作成の要否  
必要とする。

## 12 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

② 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 1.3 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

### 1.4 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 本契約は、公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用するものとする。なお、公立陶生病院組合定例議会において当該契約に係る平成30年度以降の予算額が減額又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものである。

### 1.5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係  
瀬戸市西追分町 160 番地  
電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）

# 公立陶生病院及び看護師宿舎清掃業務仕様書

## 1 目的

公立陶生病院の特殊性を考慮し、常に衛生的かつ良好な医療環境の維持に努めるとともに、「院内感染予防」を重視した日常的な消毒清掃を取り入れ、所定の業務を遂行し、高度な清掃環境の維持・改善を図るものとします。

なお、仕様書は清掃の一応の基準を示すものであり、実際の作業に関しては、建物環境および医療環境の管理上、当然実施しなければならないものは、受託者の責任において信義誠実に履行するものとする。

## 2 委託期間

平成30年5月1日から平成33年3月31日まで

## 3 履行期間

平成30年5月1日から平成33年3月31日まで

## 4 作業区域

公立陶生病院及び公立陶生病院看護師宿舎

## 5 作業内容及び時間等

### I 日常清掃

作業は、元旦を除く日曜日から土曜日までの毎日、実施するものとする。

作業時間は原則として、8時から17時までの間に実施するものとする。ただし、東棟1・2階、南棟1・2階、南棟4・5階の夜間等清掃箇所（別紙作業計画書参照）については、外来診察等の実施していない時間（概ね17時以降）に実施することとする。なお、夜間等清掃箇所の共用部及びトイレについては、日中にラウンドチェック及び軽微な清掃を行い、常に清潔な状態を維持すること。ただし、委託者の要望により作業時間帯の変更の依頼があれば対応すること。

日常清掃に使用する薬剤(洗剤)は、EPA(The Environmental Agency : アメリカ環境保護局)に登録されたブラッドボーンパソージェン(血液体液由来病原体)に有効な第四級アンモニウム塩系(要 HIV・HBV・MRSA対応)の非アルカリ性除菌洗剤を『清掃作業要領』のとおり使用すること。なお、使用する薬剤については、委託者へ性能諸元表・成分表・安全性等を明記した材料安全データシート(MSDS)及び使用量を速やかに提出すること。

### II 定期清掃

作業は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び外来休診日に実施するものとする。作業箇所については別紙の作業計画書を参照すること。

作業時間については原則として、8時から17時までの間に実施するものとする。ただし、委託者の要望により作業時間帯等の変更の依頼があれば対応すること。また、作業場所、作業内容等によっては、委託者と相談のうえ作業時間帯等を変更して実施するものとする。

### Ⅲ その他塵芥収集業務

院内の塵芥収集等の作業は、毎日実施すること。但し、元旦を除く。

作業時間については原則として、8時から17時までの間に実施するものとする。

#### 6 清掃場所及び作業内容

別紙の作業計画書による。

#### 7 清掃用具及び消耗品の負担区分

##### (1) 支給品目

ア トイレットペーパー

イ 手洗い石鹸（ボトル）

ウ ペーパータオル

エ 塵芥用ビニール袋、傘袋スタンド消耗品及び専用傘袋

オ ディスポーザブルガウン及びエプロン

カ 次亜塩素酸ナトリウム液

キ 東棟9AB病棟担当者へはN-95マスク

上記以外のものは受託者の負担とする。

#### 8 作業員控室及び資器材用具置場

委託者側の指示する場所を無償で貸与する。ただし、使用に際しては電気・水道などの使用は必要最小限にし、節約を積極的に行なうこと。

作業員控室及び資器材用具置場内の整理整頓及び清掃を行ない、常に清潔な環境を保つこと。また、火気等の取り扱いには十分注意を払うこと。

#### 9 受託者及び作業員

(1) 受託者は、日常清掃はじめ全ての項目に関して、人員配置、日程（予定）、工程、清掃方法等を記した「作業計画書」を契約締結後作業開始前までに速やかに委託者に提出すること。

(2) 受託者は、本院で日常作業する者の中から作業責任者1名及びそれを補佐する副作業責任者複数名を指定し、その氏名等を委託者に届けると共に作業員全員の氏名等を届けること。

また、作業員等に変動が生じた場合は、その都度、委託者に届けること。

(3) 受託者は作業員の雇用にあたっては十分な身元調査を行ない、一切の責任を負わなければならない。

(4) 勤務態度、その他の事由で委託者が不相当と認めた場合は、作業員の変更を命じることができる。また受託者はこれに従うこと。

(5) 作業員は、受託者指定の常に清潔な制服（作業衣）及び名札を着用すると共に常に清潔に

留意し、身だしなみには務めて心掛けること。

- (6) 作業員は、言動に注意し、他の者に不快の念を与えないこと。
- (7) 作業員は、患者ならびにその家族について知り得たことをはじめ院内で知り得たこと等を他に漏らさないこと。また、金品物品の供与を受けてはならない。
- (8) 受託者は、作業員全員の健康管理のために労働安全衛生規則等によりHBV検査を含む年1回の健康診断を受けさせること。その費用は受託者の負担とする。

また、実施した各個人の健康診断票の写し等を速やかに実施の都度、委託者に提出すること。作業員に異動があった場合も同様に提出すること。

なお、健康診断の結果に異常のあった作業員に対しては再検査の実施や受診等を勧め、その結果を委託者に報告すること。特に胸部X線写真による異常者については保健所からの指導もあるので、必ず実施すること。

## 10 清掃作業報告

- (1) 日常清掃業務終了後、作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）による点検を行なった後、作業報告書を毎日作成し、委託者へ報告すること。
- (2) 定期清掃の日程は、作業責任者等が事前に院内各部署と日程調整を行った後、委託者と協議を行ない、定期清掃作業実施計画書を提出し実施すること。定期清掃作業実施計画書の提出に際しては、院内各部署への周知が十分できるよう、遅くとも施行予定月の前月の中旬までに提出すること。

また、定期清掃業務終了後、作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）による点検を行なった後、速やかに作業報告書（作業前後等の写真を貼付。）を作成し委託者へ報告すること。

## 11 検査

- (1) 委託者は作業完了の書面報告を受けた後、履行検査をする。また、その検査に合格しない場合は手直しを命ずることができる。
- (2) 本院が主催するメンテナンス会議等に参加要請があった場合は、建物環境・医療環境の質的向上を目指し会議に参加すること。また本院主催等による院内講演会・研修会などで全員出席のものについては、調整のうえ必ず出席すること。

## 12 教育

- (1) 本院の特殊性を考慮に入れた教育・訓練を体系化して実施すること。
- (2) すべての作業員が質の高い均一な清掃作業を行なうことができるようにマニュアル等を作成し、それに基づいた教育・訓練を実施すること。

なお、マニュアル等は契約締結後速やかに委託者に提出すること。マニュアル等に変更が生じる場合は、事前に委託者に提出すること。

- (3) 教育・訓練を実施した際は、その都度、実施した日時・場所・内容・受講者名等を記載した報告書を作成し委託者に提出すること。
- (4) 委託者は、任意に清掃従事者の教育履歴及び教育内容を記した教育訓練実施報告書の開示



を求め視察することができる。

- (5) 病院清掃作業における実践的な知識に関する教育とトレーニング並びに安全な清掃技術を身につける教育を実施すること。
- (6) ブラッドボーンパソージェン（血液体液由来病原体）とそれらの院内感染防止に関する知識の教育とトレーニングを実施すること。
- (7) 本院が取組むサービス向上を考慮して、職員等の指示に従い充実かつ的確な対応のできる作業員を配置すること。その上で作業員に対し、接遇等を含めた十分なマナー教育を実施すること。
- (8) 清掃作業中に事故等が発生した場合には、作業員が速やかに作業責任者に連絡し、迅速な対応を行なうよう教育をすること。

### 13 その他

- (1) 清掃作業は誠意をもって契約を履行し良好な環境の維持と建材の保全に務めるものとする。
- (2) 作業員の厳選はもとより、日常の教育・訓練にも留意して業務を行なうものとする。
- (3) 使用資器材は、本院建造物床材等各材質の維持を充分検討し、最適の清掃資器材を使用するものとする。
- (4) 使用資器材は「院内感染防止」を重視して、適宜使用場所を定め（プラスチック製移動式清掃カート等）使用するものとする。
- (5) 清掃を実施するにあたり「清掃中」サインボードの表示板を置き患者等に清掃作業中の実施を周知するものとする。
- (6) 電気、水道の使用については必要最小限に止め、特に照明は作業完了次第、直ちに消灯するものとする。
- (7) 使用する鍵及びカードキーは、慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用するものとし、使用後は速やかに返納又は厳重に管理するものとする。
- (8) 各フロアに配置された作業員は職員等の指示に即時対応すること。その連絡体制については、委託者と受託者で協議の上で定めること。
- (9) 清掃作業区域内において、清掃の必要が生じた場合には、清掃後であっても本院の特殊事情を考慮し、職員等の指示に従って速やかに作業を行なうものとする。
- (10) 天災その他やむを得ない場合を除き、作業中の事故等により第三者に被害・損害が生じた場合や委託者の建築物、備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任により処理を行ない、直ちに弁償しなければならない。
- (11) 賠償責任保険加入証の写しを契約時に提出すること。また、契約期間中に変更や更新等が生じた場合は、その都度速やかに提出し直すこと。
- (12) 災害発生時及び災害発生の前情報発令時等においては、病院（災害対策本部）に協力して対応すること。
- (13) 平成30年5月以降南棟改修工事のため、南棟1階の一部及び3階は作業範囲から除外してありますが、当該改修工事終了までは、外来棟2階、1階、地下1階及び中央棟地下1階の一部を使用する予定です。その間の当該エリアの対応及び改修後の清掃範囲・計画等については、別途協議することとし、必要に応じ変更契約を締結するものとする。

## 『作業内容詳細』

### 一般事項

- (1) 受託者は、病院の清掃業務という特殊性を認識し、院内を常に清潔で衛生的な環境に保持するように、信義誠実を尽くし清掃業務を履行しなければならない。
- (2) 作業にあたっては、静かに迅速に行い、執務者、通行人の妨げとならないように注意すること。特に清掃道具はその都度格納し、通行人ならびに美観に充分配慮すること。
- (3) 区域、作業内容、その他について疑義が生じた場合は、委託者の指示を受けること。
- (4) 作業員は作業に際し、「院内感染防止」を重視して、作業前・作業後には必ず石鹸と流水で手を洗い、必要に応じて手指消毒をする。  
清掃用カートの上には常にペーパータオルと手洗石鹸水を常備させ20秒の手洗後は必ずペーパータオルで水分を完全除去し、ディスポーザブルグローブを着用すること。
- (5) 作業員は清掃用手袋（ディスポーザブルグローブ）を着用したまま、清掃用具以外のものに手を触れないこと。
- (6) 受託者は作業員に対してサージカルマスクを常備させ着用させること。
- (7) 清掃用ラグ、モップはハンドルとセパレート式になっており適宜交換して常に清潔な状態を保持すること。また、床洗剤についても汚れた場合はその都度取替えるものとする。
- (8) 作業にあたって、移動可能な備品・物品は移動させ、下部等隅々まで行き渡るよう丁寧に清掃すること。作業時に動かした備品等は、清掃終了後、元の位置に戻すこと。
- (9) 清掃用カートは、作業開始前及び終了後に必ず清掃すること。また、清掃カート内の清潔・不潔の配置・区分けについては充分留意すること。
- (10) 清拭は一方向にて、汚れを拭き取るように行なうこと。
- (11) 患者の上の埃取りは行なわないこと。
- (12) 盗難、火災の予防に注意し、作業終了後は、窓、扉等の施錠及び火の元を確認し、不用の燈火を消すと共に、椅子等を必ず所定の位置に戻し、後片付けをすること。
- (13) 作業中に、器物を破損したとき、または、造作、庁用物品に破損箇所を発見した時、ならびに不審者を見た時は直ちに委託者に連絡すること。
- (14) 引火性ガソリン、ベンジン、シンナー等の薬品類は、絶対に使用しないこと。

## I 日常清掃

### 1 玄関・廊下・階段・ホール等

- (1) 手洗後ディスポーザブルグローブを着用すること。
- (2) 歩行者等の安全確認後、施工範囲を囲うように清掃中サインボードを設置すること。
- (3) ウールダスター等で通気口、蛍光灯、壁面や天井の隅等の埃を除去すること。
- (4) 床は埃を舞い上がらせないようにダスタークロス等を使用して除塵後、EPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤をしみ込ませたラグまたはモップを用いて前面を拭き上げること。
- (5) ゴミ箱及び汚物缶の内容物を処理しEPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて容器の汚れを取り除くこと。

- (6) 階段、廊下、待合室の手摺りはE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭すること。  
その後、希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を用いて除菌清拭を行うこと。
- (7) エレベーターについては、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて、手摺り、低所壁面、階数等の押しボタン及び扉を清拭すること。また、床面を同様の除菌洗剤をしみ込ませたラーグまたはモップを用いて拭くこと。
- (8) 通路の長椅子に関してはE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて汚れを取り除くこと。
- (9) 玄関用マット、防塵防水マット、傘立ては埃が蓄積しないように、高性能超微粒子フィルター排気装置付き電気掃除機を用いて除去し、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて汚れを取り除くこと。
- (10) 玄関風除室は蜘蛛の巣等が付着しないように注意すること。
- (11) 玄関風除室入口扉ガラス（両面）及びステンレス金属部分については手垢が付着していないように注意すること。
- (12) 血液・体液により著しく汚染されたときは、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤で安全に拭き上げた後、別のモップでE P A登録非アルカリ性除菌洗剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて床を拭き上げること。
- (13) 床面を拭き上げた後、乾燥するまで通行人に注意を払い、声を掛けること。
- (14) 乾燥確認後サインボードを回収すること。

## 2 トイレ・洗面所・浴室等

- (1) 手洗後ディスポーザブルグローブを着用すること。
- (2) 使用してないことを声を出して確認した後、清掃中サインボードを入口中央に設置すること。
- (3) ウールダスター等で通気口、蛍光灯、壁面や天井の隅、パーテーション上部等の埃を除去すること。
- (4) 埃を立てないように床をダスティングし、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたラーグまたは汚れに応じデッキブラシ等を用いて床を洗浄すること。ただし、床面を洗浄した後、乾燥するまで通行人に注意を払い、声を掛けること。
- (5) ゴミ箱及び汚物容器の内容物を処理し、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤にて清拭すること。
- (6) ゴミ袋は塵芥集積場まで運搬すること。ただし、ゴミ袋を上から手で押さないようにし、体から放して持ち移動すること。
- (7) 衛生陶器類及び浴槽、シャワーノズル、コック、カランはE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて表面に傷を付けないように洗浄すること。
- (8) 洗浄便座（シャワートイレ）のシャワーノズル等の洗浄清掃を定期的実施すること。  
なお、シャワーノズル等の簡易な清掃等は日々の日常清掃の中で実施すること。
- (9) 扉のノブ及びトイレ内の手すりにはE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭すること。その後、希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を用いて除菌清拭を行うこと。
- (10) 低所壁面は汚れの発生した時に、扉、金属類を含めE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭すること。

- (11) トイレトペーパー、手洗い石鹸、ペーパータオル等を補充すること。  
手洗い石鹸、ペーパータオル等は、各部署の倉庫・保管庫等にある物品から補充する。
- (12) 血液・体液により著しく汚染されたときは、E P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤で安全に拭き上げた後、別のモップでE P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて床を拭き上げること。
- (13) トイレ等の床面排水口に1日1回水を流すこと。
- (14) 浴室等の排水口の目皿の清掃（髪の毛などの除去及び清掃）及び浴室の排水トラップの清掃を定期的実施すること。特に浴室等の排水口の目皿の清掃は頻回に実施すること。
- (15) 床面を拭き上げた後、乾燥するまで通行人に注意を払い、声を掛けること。
- (16) 乾燥確認後サインボードを回収すること。
- (17) 浴室の清掃時間については、各現場の要望する時間で行うこと。
- (18) 専用の用具を使用すること。洗面、便器など場所ごとにクロス等も専用とすること。  
その他、洗面たわしは、各棟別に使い分けを行い、交差感染の防止に努める事。
- (19) 各病棟において使用したトイレたわし、洗面たわしは、業務終了時には次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒を行う事。

### 3 カーペット・タイルカーペット室

- (1) 手洗後ディスポーザブルグローブを着用すること。
- (2) 歩行者等の安全確認後、清掃中サインボードを入口中央に設置すること。
- (3) 高性能超微粒子フィルター排気装置付き電気掃除機を用いて、砂、埃、塵を除去すること。
- (4) シミ等の汚れを除去すること。
- (5) 血液・体液により著しく汚染されたときは、E P A登録されたカーペット専用の除菌洗浄剤を使用し、安全に処理すること。

### 4 病室

- (1) 手洗後ディスポーザブルグローブを着用すること。
- (2) 室内に入ることを患者さんに声を出して確認すること。
- (3) 清掃中サインボードを病室入口中央に設置すること。
- (4) 床は埃を舞い上がらせないようにダスタークロス等を使用して除塵後、E P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤をしみ込ませたラグまたはモップを用いて拭くこと。
- (5) ベッドの下など目に触れないところを忘れずに、上から下へ、奥から手前の方へ、部屋の隅々まで丁寧に埃を立てないように行なうこと。
- (6) ダスタークロス、ウェットラグ又はモップ、E P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤は最低5室毎にそれぞれ交換すること。なお、汚れがひどい場合は、これより早めに交換すること。
- (7) 洗面台はE P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて清拭すること。ただし、汚れている場合は表面に傷を付けないように洗浄すること。
- (8) 扉、取手はE P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて清拭すること。その後、希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を用いて除菌清拭を行うこと。
- (9) 血液・体液により著しく汚染されたときは、E P A登録非アルカリ性除菌洗浄剤で安全に

拭き上げた後、別のモップでE P A登録非アルカリ性除菌洗剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて床を拭き上げること。

- (10) 感染性の病室清掃については、別途委託者と協議すること。
- (11) 床面を拭き上げた後、乾燥するまで患者等に注意を払っていただくよう声を掛けること。
- (12) 乾燥確認後サインボードを回収すること。
- (13) 特A室（東棟6階～8階の各1室）の清掃については、2の「トイレ・洗面所・浴室等」の各項目及び上記各項目等のほか、別紙「特室A（6725号室、7725号室、8725号室）清掃仕様書」によること。
- (14) 6N病棟の無菌病室の清掃については、2の「トイレ・洗面所・浴室等」の各項目及び上記（1）から（13）までの各項目ほか、別紙「6N病棟無菌病室清掃仕様書」によること。

## 5 東駐車場・西駐車場

- (1) 手洗後ディスポーザブルグローブを着用すること。
- (2) エレベーターについては、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて、手摺り、低所壁面、階数等の押しボタン及び扉を清拭すること。また、床面を同様のE P A登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたラージまたはモップを用いて拭くこと。
- (3) 階段の手摺りはE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清掃すること。床の汚れが著しい時は、拭き掃除で除塵してから床洗浄を実施し汚れを除去すること。
- (4) 駐車場内は、ごみ拾い及び掃き掃除を行う。

## 6 看護師宿舎

- (1) 床は掃き掃除をした後、E P A登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたラージまたはモップを用いて拭くこと。
- (2) 階段の手摺はE P A登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清掃すること。

## 7 付帯事項

- (1) 清掃区域内で移動できるものはできるだけ移動し、清掃後に元の位置に戻すこと。このとき、床に置いてあったものを診察台や什器の上に置かないようにすること。
- (2) 清掃用ゴム手袋(ディスポーザブルグローブ)のままで、清掃用具以外(病室内患者私物、手摺、EV操作盤等)のものに手を触れないこと。
- (3) ラージ、モップ、ウエス類は使用后必ず洗濯機を利用して漂白洗浄し、屋外での紫外線殺菌をさせ完全に乾燥した上で使用すること。また、ゾーニング管理をする上で5色のモップ、ウエスを使い分けること。
- (4 )・清潔区域 青色  
・クリーンルーム（病室等） 緑色  
・一般区域（廊下、階段、エレベーター等） 白色  
・感染症室（病室等） 黄色  
・汚染区域（トイレ、汚物処理室等） 橙色もしくは赤系統色

- (5) 室内において感染防止上で必要なところについて依頼があった場合、高性能超微粒子フィルター排気装置付き電気掃除機を用いて、床面の砂、埃、塵を除去すること。
- (6) 結核菌が確認できた場合、委託者の指示によりEPAに登録されたフェノール系のEPA登録除菌洗浄剤を使用すること。
- (7) 環境面への配慮で、清掃カートやモップハンドル、リンガー、リンガーバケツについては木製、金属製の資器材を使用せず、プラスチック製のものを使用すること。また衛生上、ラージ、モップ、ウエスについては色等により識別でき、ゾーニング管理ができる資器材を使用すること。ただし、感染防止上、ラージ、モップ、ウエスについては、100%繊維のものでプラスチック製(一部でも含まれていても)のものは使用しないこと。
- (8) 雨天時や降雪時に傘用ビニール袋の設置及び補充を行うこと。
- (9) 雨天時や降雪時において水漏れによるスリップが懸念されるため、乾拭きモップを使用して水滴の除去をすること。
- (10) 降雪時又は積雪時において、融雪剤散布に伴う出入口付近(車寄せ部分並びにカーペット、玄関マット)の汚れ除去をすること。
- (11) 東駐車場及び西駐車場の階段の床面洗浄(1回/2ヶ月)、壁面・照明(1回/2ヶ月の除塵)の清掃をすること。
- (12) 外来トイレ内の乳幼児ベッドのアルコール除菌を月～金曜日で行うこと。

## II 定期清掃

### 1 弾性材床

- (1) 床面は、年1回(4月～5月中)ワックス剥離用剥離剤を使用し付着した汚れやワックスを完全に除去した後、病院という特殊性を考慮した滑りにくい材質(摩擦係数 $=0.5\sim 0.6\mu$ の安全係数)の純アクリルポリマー配合ウレタン樹脂ワックスを塗布すること。(シールフィニッシュ3層フィニッシュ3～5層)また、日常清掃・定期清掃にてメンテナンス作業を行ない、床を維持すること。なお、床面に少しでも汚れが生じたり、キズ等により光沢が失われた場合には、直ちに光沢を復元する作業を実施すること。
- (2) 共用区域(共用部)は床用中性洗剤を用いて充電式自動洗浄機(17インチバッテリー式オートスクラバー)で洗浄して、純アクリルポリマー配合ウレタン樹脂ワックスの表面にできたキズを埋め、2000rpm/min以上で回転する充電式床研磨機(20インチバッテリー式オートバーニッシャー)で高速研磨して、光沢を復元する作業すること。
- (3) 共用区域、専用区域ともに床用中性洗剤で洗浄し、病院という特殊性を考慮した滑りにくい材質(摩擦係数 $=0.5\mu\sim 0.6\mu$ の安全係数)の純アクリルポリマー配合ウレタン樹脂ワックスを塗布すること。

### 2 ノンワックスシート

ノンワックスシートの床面は、床用中性洗剤及びダイヤモンドパッドを用いて洗浄すること。さらに、床に光沢を出すため、2000rpm/min以上で回転する研磨機にダイヤモンドパ

ッドを用いて高速回転すること。

### 3 窓ガラス清掃

(1) 窓ガラスの清掃は、ガラス専用洗剤を用い両面清掃を行うものとする。

### 4 ガラスサッシ

(1) ガラスサッシの清掃は網部分の除塵を行ってから、アルカリ洗剤を用いて清掃を行うものとする。

### 5 網戸清掃

(3) 網部を取り外す際には、部屋番号を確認のうえ、番号をふっておくこと。

(4) 網部が乾燥したことを確認したら部屋番号を確認のうえ、間違えないように取り付けること。

### 6 その他

(1) 室内に入ることを患者さんに声を出して確認すること。

(2) ベランダ等を通して作業する際には、実施直前にあらためて各部署の長などに確認のうえ、作業にはいること。特に病室のベランダ等を通る場合は特に注意すること。

(3) 上記3～5については、5月度及び11月度は院内全域を施工対象とする。

(4) 各外来と病棟部門への定期清掃案内(日程及び施工時間等)については、施工予定前月の中旬までには、各部門と施工調整した上、施設係へ最終報告を行うこと。

## Ⅲ 塵芥収集業務

1 塵芥容器（ゴミ箱）が衛生的に保つよう、維持管理に留意すること。

2 病院構内各所に設置された塵芥容器（ゴミ箱）から黄色のビニール袋（一般廃棄物）及び桃色のビニール袋（不燃物）を回収し、回収した容器にゴミ袋を備え付けること。

また、塵芥容器が汚れている場合には、必要な処理を行なうこと。

3 回収した一般ゴミは、ゴミと新聞紙・ダンボール等と分別し、それぞれ委託者が指定した集積場まで運搬し搬出までの間、飛散等しないように留意すること。なお、集積場に異常があると認められる場合は、直ちに委託者に連絡し指示を受けること。

4 この業務を行うために必要な運搬車両等諸器具類は全て受託者の負担とする。なお、器具は常に衛生的な状態にするものとし、中身が外から見えないう留意すること。

5 集積場の付近は、常に清潔にし、整理整頓と、火災予防には、万全を期するとともに野犬及び猫等の被害を防ぐように注意すること。

## V 集塵室塵芥分別業務

- 1 勤務日は、日曜日、元旦を除く毎日実施するものとする。
- 2 勤務時間については原則として、8時から12時、13時から17時までとし、12:00から13:00までは休憩時間とする。
- 3 院内より収集された廃棄物の整理及び保管をすること。
- 4 院内より収集された一般廃棄物の分別、整理及び保管をすること。
- 5 収集運搬受託者の収集時には原則立会い、マニフェストの受領等の必要な処理を行うこと。また、処理容器の不足が生じることのないよう残量を確認し、収集運搬受託者に補充してもらうこと。
- 6 作業する際は必ず塵芥取扱い専用ゴム手袋、マスク及び必要に応じ、ゴーグルを着用し、直接感染性廃棄物に触れることがないように十分に注意を払うこと。特に、針等の混入には、細心の注意を払い業務に従事すること。必要に応じ、担当部署に報告すること。
- 7 作業員は、廃棄物の危険性について十分な知識をもった者を従事させること。

### 《用語説明》

#### CDCガイドライン

- ① Centers for Disease Control (アメリカ疫病防疫センター) の略
- ② CDCは、すべての保健医療施設 (アメリカ国内のみ) に対して、HIV・HBV等ブラッポーンパソージェンの伝播を喰い止める「一般的予防措置」を遵守するよう求めている。
- ③ 清掃の手順については、詳細かつ具体的に明示していないが、日常的に汚れを除去する清掃を重視することにより、院内感染防止を実現することを基本としている。
- ④ CDCガイドラインでは除菌と清掃を特別に区別した考え方ではなく、あくまでも日常的な清掃の中で効果的な手法及び薬剤により1ステップ除菌を合わせて行う。

#### EPA

- ① The Environmental Protection Agency (アメリカ環境保護局) の略
- ② CDCガイドラインにおける「一般的予防措置」では、血液及び体液は潜在的病原体とみなされている。
- ③ EPAに登録されているケミカルとは、薬剤効果と安全性の試験をクリアーしたケミカルである。
- ④ いわゆる消毒薬ではなく、洗浄力と除菌力が併存しているケミカルである。



## 「特室A（6725号室、7725号室、8725号室）清掃仕様書」

清掃用具は、各病室にクロス・モップ等を壁面等用、テーブル等用、床用、便器用などで区別すること。

作業にあたっては、病室毎にディスポーザブルグローブを交換し、作業毎に手洗いをすること。必要に応じて作業毎にディスポーザブルグローブを交換すること。各部屋単位で洗浄水を交換すること。除菌洗浄剤はEPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤を使用すること。

乾式清掃は静電気モップ・クロスを使用すること。給気・排気口は静電気クロス等でふき取る

### 特室 A

#### 1) ゴミの回収及びゴミ箱の清拭

ゴミを手で押さないこと。ゴミ箱を除菌洗浄剤をしみこませたクロスで清拭し元に戻す。

#### 2) ベッド室

##### ①壁面等の清掃

室内の壁面、ドア上部、棧、カーテンレール等の埃などをクロスでふき取る。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ拭き上げる。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、拭き上げる。

##### ②高頻度接触表面の清掃

クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、床頭台・オーバーヘッドテーブル・電話機・いす・ベッド柵・ドアノブ・電気スイッチなどを拭き上げる。

##### ④洗面台の清掃

ペーパータオル、手洗い石鹸等の補充をする。

堅く絞ったクロスで清拭し、水を飛び跳ねさせないように清掃する。

#### 3) 流し台・キッチンパネル・吊戸清掃

①ゴミを処理する。

##### ②壁面等の清掃

クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、拭き上げる。

##### ③シンクの清掃

シンクは堅く絞ったクロスでふき取る。冷蔵庫等も同様とする。

#### 4) ユニットバス・トイレ清掃

##### ①バス清掃

ブラシ、たわし等（専用）を用い、浴室専用剤にて洗浄する。カラン、蛇口、シャワーヘッド、シャワーホース等洗浄する。除菌洗浄剤をしみこませたクロスを堅く絞り、水部をふき取る。バスカーテンはカビなど発生させないように注意する

排水口の清掃をする。トラップを外し、髪の毛等のゴミを取る。

## 「6N 病棟無菌病室清掃仕様書」

清掃用具は、病室毎に交換し、クロス・モップ等は壁面等用、テーブル等用、床用、便器用などで区別すること。

作業にあたっては、病室毎にディスポーザブルグローブを交換し、作業毎にグローブを着用のまま手洗いをすること。また、各部屋単位で洗浄水を交換すること。除菌洗浄剤はEPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤を使用すること。

乾式清掃は静電気モップ・クロスを使用すること。給気・排気口は静電気クロス等でふき取る

### 1. 病室

#### 1) ゴミの回収及びゴミ箱の清拭

ゴミを手で押さないこと。ゴミ箱を除菌洗浄剤をしみこませたクロスで清拭し元に戻す。

#### 2) 壁面等の清掃

病室内の壁面、ドア上部、棧、カーテンレール等の埃などをクロスでふき取る。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ拭き上げる。

#### 3) 高頻度接触表面の清掃

クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、床頭台・オーバーヘッドテーブル・電話機・いす・ベッド柵・ドアノブ・電気スイッチなどを拭き上げる。

#### 4) 洗面台の清掃

ペーパータオル、手洗い石鹸等の補充をする。補充は各部署の倉庫・保管庫等から補充すること。

#### 5) ゴミの回収及びトイレ清掃については、元旦を除く毎日実施すること。

### 2. 細胞処理室

#### 1) 壁面等の清掃

室内の壁面、ドア上部、棧、カーテンレール等の埃などをクロスでふき取る。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ拭き上げる。

#### 2) 洗面台の清掃

ペーパータオル、手洗い石鹸等の補充をする。充は各部署の倉庫・保管庫等から補充すること。

### 3. シャワー・脱衣室

#### 1) シャワー室

ブラシ、たわし等（専用）を用い、浴室専用剤にて洗浄する。カラン、蛇口、シャワーヘッド、シャワーホース等洗浄する。除菌洗浄剤をしみこませたクロスを強く絞り、水部をふき取る。

#### 2) 脱衣室

室内の壁面、ドア上部、カーテンレール等の埃などをクロスでふき取る。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ拭き上げる。

床を乾式清掃（静電気モップ等）にて、埃を舞い上がらせないように清拭する。クロス

を取替え、除菌洗淨剤をしみこませ湿式清拭する。

#### 4. 廊下（無菌病室全室）清掃

##### 1) 壁面等の清掃

壁面、ドア上部等の埃などをクロスでふき取る。クロスを取替え、除菌洗淨剤をしみこませ拭き上げる。

##### 2) 高頻度接触表面の清掃

クロスを取替え、除菌洗淨剤をしみこませ、手すり、電気スイッチなどを拭き上げる。

##### 3) 床の清掃

乾式清掃（静電気モップ等）にて、埃を舞い上がらせないように清拭する。クロスを取替え、除菌洗淨剤をしみこませ湿式清拭する。

## 「NICU・GCU（専用エリア）清掃仕様書」

清掃用具は、NICU・GCU専用とし、所定の位置（汚物処理室の予定）に置くものとする。クロス・モップ等を壁面等用、テーブル等用、床用、便器用などで区別すること。

当院から指定したエリア内の作業は、専用のユニフォームに着替えた後、作業にあたること。なお、更衣室及びユニフォームは当院にて用意する。

作業範囲は、NICU 1（3床）、NICU 2（3床）、GCU-A（3床）、隔離室 1（1床）及び隔離室 2（1床）を除くものとする。ただし、当該エリアにある洗面は作業範囲とする。

作業にあたっては、病室毎にディスポーザブルグローブを交換し、作業毎に手洗いをすること。必要に応じて作業毎にディスポーザブルグローブを交換すること。各部屋単位で洗浄水を交換すること。除菌洗浄剤はEPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤を使用すること。

乾式清掃は静電気モップ・クロスを使用すること。給気・排気口は静電気クロス等でふき取ること。

### 1) 床の清掃

乾式清掃（静電気モップ等）にて、埃を舞い上がらせないように清拭する。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、湿式清拭する

### 2) ゴミの回収及びゴミ箱の清拭

ゴミを手で押さないこと。ゴミ箱を除菌洗浄剤をしみこませたクロスで清拭し元に戻す。

### 3) ベッド室

#### ①壁面等の清掃

室内の壁面、ドア上部、棧、カーテンレール等の埃などをクロスでふき取る。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ拭き上げる。クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、拭き上げる。

#### ②高頻度接触表面の清掃

クロスを取替え、除菌洗浄剤をしみこませ、いす・ベッド柵・ドアノブ・電気スイッチなどを拭き上げる。

#### ③洗面台の清掃

ペーパータオル、手洗い石鹸等の補充をする。

堅く絞ったクロスで清拭し、水を飛び跳ねさせないように清掃する。

### 4) 沐浴室・ユニットバス清掃

ブラシ、たわし等（専用）を用い、浴室専用剤にて洗浄する。カラン、蛇口、シャワーヘッド、シャワーホース等洗浄する。除菌洗浄剤をしみこませたクロスを堅く絞り、水部をふき取る。バスカーテンはカビなど発生させないように注意する

排水口の目皿の清掃（髪の毛などの除去等）及び排水トラップの清掃を定期的実施すること。

### 5) トイレ清掃

① 埃を立てないように床をダustingし、EPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤にて清拭すること。

- ② ゴミ箱及び汚物容器の内容物を処理し、EPA登録非アルカリ性除菌洗浄剤にて清拭すること。ゴミ袋は塵芥集積場まで運搬すること。ただし、ゴミ袋を上から手で押さないようにし、体から放してもち移動すること。
- ③ 洗浄便座（シャワートイレ）のシャワーノズル等の洗浄清掃を定期的実施すること。
- ④ トイレットペーパー、手洗い石鹸、ペーパータオル等を補充すること。補充は各部署の倉庫・保管庫等から補充すること。

#### <入室の条件>

以下の作業員は、当該エリアを担当することはできない。

- ① 発熱している場合
- ② 感染症の皮膚疾患がある場合
- ③ 飛沫感染がある場合
- ④ その他

当該部署の責任者等が作業員の健康状態を考慮し、勤務することが適当でないと判断した場合

追記)「作業員は、清潔管理のできるものを配置すること。特に6N病棟無菌病室及びNICU・GCUの担当者は感染に関する教育を充分受けた後、実践できる職員を配置すること。」